
令和6年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和6年9月9日 (月曜日)

議事日程(2)

令和6年9月9日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 4名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。

7 番、公明党の松岡でございます。通告書に従いまして一般質問させていただきます。今回も 3 件、お願いしたいと思っております。

件名 1、認知症対策についてでございます。

国内の認知症の高齢者が 65 歳以上の人口がピークを迎える 2040 年には、認知症高齢者数が約 584 万人、軽度認知障害 MCI 高齢者数が約 612 万人に上ると推計されている中で、誰もが認知症になり得るという認識を持たなければならないと考えます。認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が、尊厳のある人としてその個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指していくことが必要ではないかと考えます。

本年の 1 月に認知症基本法が施行されました。また、今年の秋には認知症施策推進基本計画が作成されることにもなっております。私は令和 6 年の第 1 回定例会においても、この認知症対策についてお伺いしたところでございます。そういった件もありますけれども、現状を鑑み、さらに施策を推進、前に進めてほしいという思いがありまして、改めて今回も一般質問をさせていただきたいと思っております。

要旨 1、認知症に関する知識、認知症の人に関する理解を深める取組の推進について。

まずこの基本法に、町の責務としてどのように記載されているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

認知症基本法における地方公共団体の責務としましては、法の第 5 条に規定されておりまして、

認知症基本法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとなっております。

この基本理念としましては7項目示されております。簡単に説明しますと、1つ目に認知症の人が基本的人権を享有する個人としてその意向を尊重すること。2つ目に国民が認知症に関する正しい知識と理解を深めるようにすること。3つ目に認知症の人が社会の対等な構成員として地域において自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、社会活動に参加する機会を確保すること。4つ目に切れ目のない保健医療や福祉サービスを提供すること。5つ目に認知症の人の家族に対する支援を行うこと。6つ目に認知症の予防、リハビリテーションや介護方法についての調査研究の推進。7つ目に教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉などの関連分野において総合的に取り組むこととなっております。地方公共団体は、これらの基本理念の達成に向けて計画的に実施する責務を有しております。

また、努力義務ではありますが、市町村の実情に則した市町村認知症施策推進計画の策定も求められているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ありました法律に定めています、町の責務ということを確認させていただきました。

町は身近な行政機関として、認知症に関して施策を具体的に実施する責務を負っているということは確認できたのではないかと思います。

私は第1回の定例会において質問させていただきましたので、芦屋町の認知症の方の現状、認知症の対策についての現状について確認させていただきます。

1つはデータとして町の認知症の方がどのくらいおられるかというのは、まだデータとしてはないということを伺っております。国が算定しております推計に基づきますと、平成30年で620名でありますけども、令和7年は国が算定しております人数は850名になるということになります。この数が今、当たるかどうかについては定かではないということだと思います。

行方不明者の数ですけど、令和3年度に1件あったと。また5年度に2件発生しているということでありました。行方不明者の方も若干おられる。またそういった相談があっているという状況です。

施策の取組として、認知症サポーター養成講座を行っている。またオレンジカフェも開催されているという状況にはあります。そういった中で町の課題としては、そこへの参加者が人数的に少ないという課題があるということでありました。

相談体制の強化の中で特に福祉課の関係職員の方が、保健師とか社会福祉士の方が認知症地域支援推進員となって研修を年間、結構受けておられるということを伺っております。町の現在の認知症対策の状況としては、認知症への理解、認知症の方への理解啓発が中心になっておりますので、まだ1段階の状況ではないかなと思います。

町については、この認知症施策推進計画の策定は今ありましたように努力義務ということですが、秋には国は基本計画を策定するようになっております。そういうこともありますので、今後、町のこの計画策定についての見解がいかがなものかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、議員から御説明ありましたとおり、認知症施策推進計画、他の計画と一体に定めることを可能とされておりますので、次回の高齢者福祉計画、令和9年になりますが、そのときに一体的に策定できるように考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

重要な町の施策の一環でありますし、今後そういった方がかなり増えてくるのじゃないかと思われまので、福祉計画であれ、町としての計画については、具体的な施策のためにやっていただく計画を作っていただいて、それが効果が生まれるような形で進んでいけばいいかなと思います。

それでは要旨2に移りますけど、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及についてお伺いいたします。

ちょっと聞き慣れない方もおられるんですが、認知症関係の推進を図っている諸団体の方たちにはこのユマニチュード技法というのは、もう5、6年前ぐらいから広がっている状況になって、芦屋町についてはまだ初期段階にあるのでそこまで至っていないということがあるんですけど、現在、認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要と考えます。

実際、記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状がBPSDと言うらしいですが発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくないようです。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要ではな

いかと私は考えます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていること。これを見る、話す、触れる、立つ、の4つの柱で相手が理解できるような技法、ユマニチュードが注目されておりますので、この件について伺っていきたくと思います。

職員の認知症関係研修が先ほど言いましたように受講されているとお伺いしました。それで福祉課の社会福祉士の方とか保健師の皆さんですけど、その研修等の内容はどのようなものが行われているのか、ここで伺いたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

令和5年度には、認知症対策関連の研修や講演会に担当職員8回参加しております。内容としては、認知症キャラバンメイトの養成研修や認知症初期集中支援チームに関する研修のほか、認知症カフェやチームオレンジの先進地事例を学ぶもの、認知症希望大使の活動について学ぶものなどに参加しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

研修は今内容的にそういったことですが、私が今紹介しましたユマニチュード技法の内容については、そこまでは至っていないようですので、今後そういった講習の機会があれば紹介できればと考えるわけです。

介護の現場では一生懸命ケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。よく皆さんも御存じじゃないかなと思います。実際、口腔ケアを嫌がり声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュード技法を実践したところ、その男性は抵抗もせず口を大きく開け、口腔ケアを受け入れる。笑顔を見せているような状況で、その効果がうかがえるところがございます。

国内の研究結果では認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善されております。またケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が認識されております。またユマニチュードに先駆的に取り組んでいる、ユマニチュード技法が確立されたのはフランスなんですね。フランスの一部施設では離職したり欠勤したりしている職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量も9割近く減らすという報告もあります。そういったことで、薬の量も多く減らすことができたということでもあります。

福岡市では2016年度、ただ後から出てくるかもしれませんが、全国的に見てこのユマニチュードを使っている技法はまだ多く広がっていないのが実態で、福岡市が特別に力を大きく入れているので紹介しておきます。

福岡市では2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を行っております。その結果、暴言や徘徊など症状を軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、福岡市は18年度にまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しております。

対象は家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたっております。講座を受けた市民から「もっと早く知っておればよかった。」「今後は介護する人たちに私達が伝えたい。」との声が寄せられております。こうした取組を継続的に実施しようと、福岡市は今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しているそうでございます。

そこで、この認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきではないかと考えます。町の見解はいかがでございましょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

ユマニチュードにつきましてはその考え方や技法は大変すばらしく、これを普及させていくことは今後の認知症対策として有効なことだと考えております。今、松岡議員のほうから紹介ありました福岡市のことも含めて回答いたしますが、ユマニチュードを自治体主体で行っているところ、全国でも今、福岡市のみということを知っております。

では福岡市はどのような取組を行っているのかと申しますと、ユマニチュードの講座を定期的実施するとのことで普及に努められております。講座は対象者に応じた内容とされておりまして、3つのステップに分かれております。

まずステップ1としてはユマニチュードを知ることということで、対象は地域や企業など一般向けや児童生徒向けとなっております。ステップ2ではユマニチュードを体験することということで、市民向けとなっております。ステップ3ではユマニチュードを実践することということで、専門職や家族介護者向けの講座となっております。

ステップ2の体験すると、ステップ3の実践するは、知識と技術を要するため、日本ユマニチュード学会が認定するインストラクターが講師となります。ステップ1の知ることにつきましては、地域リーダーとなる人を市が育成し、その地域リーダーが講師となって講座を行っております。

このユマニチュードはケア技法であるため、ケア技法を正しく伝えるためには技術や知識を身につけたインストラクターの存在が不可欠であります。インストラクターを町で育成することは容易ではありません。

このようなことから、町レベルでは実践形式での普及については課題がございます。しかし、ユマニチュード技法というものを住民や事業所関係の人に知ってもらうことについては、今後、町としても取り組んでまいりたいと考えております。

町では認知症地域支援推進員が住民からの認知症についての相談を受けておりますが、この認知症地域支援推進員がユマニチュードについての講演会や研修会などへ参加し、知識を深め、今後の家族に対する相談対応などに生かしていきたいと思っております。事業所関係の方につきましては、参加可能な講演会・研修会などが国・県から通知されたならば、ぜひ案内したいと思っております。

また、町が実施する認知症サポーター養成講座や認知症講演会、映画鑑賞会などにおいても、ユマニチュードという認知症コミュニケーション・ケア技法があることを紹介し、多くの方に興味を持ってもらえるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、福岡市だけが推進していると思われがちですけれども、全国的にこういった認知症対策を推進している諸団体関係を含めて、この情報はしっかり持っていますので、広がる際は一挙に広がってくるかと思うんです。町の場合も受入れについては障害もあるかもしれませんが、そういった情報を早めを取得して、今どちらかというと障害者の方への普及・啓発が中心になっているんですけど、これ一歩進めばそういった多くの方が発生するとですね、町の介護施設も含んでまた福祉課のほうにもそういった相談件数が非常に増えてくると。せっかく研修等も受けているところがございますので、若干の費用がちょっと出るかもしれませんが、これも隣の町であります福岡市ですので、情報をしっかりと取っていただいて、先行的な準備を進めるというのが芦屋町のいいところだと思うので、少しでも前を向くようなこの認知症対策が進んでいけばと考えます。

それでは要旨3に移りますけど、認知症の人の行方不明者対策についてでございます。

警視庁のまとめによりますと、2023年度全国の警察に届けがあった認知症やその疑いのある行方不明者の延べ人数は、1万9,039人に上がったということです。実際、認知症の行方不明者数は12年で9,607名。徐々に増え続けておりまして、近年ではもう2倍になるような状況になっているということで、多くの警察に対応していただいていると思っております。

認知症の方ですけど、行方不明になって翌日までに生存して発見される例が多いんですが、3日目以降になると実際亡くなっておられる方が多くなって、そのうち一部の方が発見されないといった状況であります。

特に独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れて捜索がどうしても遅れると。結果として行方不明で見つからないとか、亡くなられたということがあるかなと。そういった件で発見するのは、どちらかというと捜索をしている人じゃなくて、偶然見つけた人の届出によって、そういった人たちが救済されているような状況かと思います。

前回の定例会についても、見守り関係を事業者さんのそういった活用についてということで、福岡県がやっていると回答もいただいていますけれども、行方不明者対策についてもいろんな相談があるでしょうし、今後増えてくる傾向にあるかなと思うんです。現在の芦屋町の行方不明者対策の実施状況についての対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

現在芦屋町で実施している行方不明者対策としましては、福岡県のメール配信システム、防災メール・まもるくんを利用した徘徊・行方不明者情報の配信と、遠賀・中間地域で実施している高齢者等SOSネットワークシステム事業、衣類等に連絡先を貼り付ける見守りシール交付事業を実施しております。

高齢者等SOSネットワークシステム事業とは、事務局の折尾警察署と遠賀郡4町と中間市が連携をとりまして、徘徊高齢者を保護につなげる仕組みです。徘徊の恐れがある高齢者の情報を登録し、行方不明になったときに必要な情報を捜査協力団体に提供することにより、早期発見、保護につなげるものでございます。現在38名の方が登録されております。

見守りシール交付事業は認知症高齢者等が外出後、行方が分からなくなった場合に早期発見につなげるため、緊急時の連絡先が記載できるシールを交付するものです。シールはアイロンで衣服やよく使う持ち物に貼り付けるものです。現在33名の方に配付しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁によりますとQRコードを貼り付けたり、そういうのがあるということによろしいですかね。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

QRコードではなくて名前、住所とか書いたものだけです。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ここで提案ですけど、町としても施策が十分に行われているから効果も一部あるかなと思うんですけど、一般的に今取り沙汰されているとか話題になっている件でありますけども、こういった行方不明者の対応としてGPS端末の積極的な活用、それから今私が申しましたQRコードをシールで貼り付けているので、そのQRコード読み取ればすぐにその方の情報が取れるといった取組はどうかということで、ここで提案したいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、町でしておるのはもう完全に名札になっていますので、どちらかというが見えないところに貼り付けております。QRコードだと個人情報も分からなくなるので、そういうものを取り付けるとまたいっそういいものになると思います。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。

行方不明者対策も積極的にいろんな施策も行われて、町も真剣に考えていただけるということだと思うんですけど、ほかの自治体のそういった取組もよくまた調査していただきまして、検討して町にとってはどのシステムがいいのか、経費・費用対効果の話もあるんですけど、とにかくもそういった認知症の障害をお持ちの方をいかに町としては守っていくかということが、大きな福祉関係については重要な施策だと思いますので、今後ともこの認知症対策は一挙にそういった方が増えてきますので、事前の対策を先ほどから申していますようお願いしたいと思います。

それでは2件目に入りますけども、2件目は交通安全対策についてでございます。

交通安全対策については、町民の安全に関わる重要な課題の1つであります。これはもう町もそう考えておられると思います。その他のことでありますけれども、町としてはこの対策に当たっては、主動的な立場で対応してほしいと私は常々から言っております。

実際、町もそのようにやっておられるかもしれませんが、どうしても町の意見として警察・公安委員会に提出した場合、それが受け入れられない。それぞれの諸団体でのガイドラインがあったりで、それが障害となって進まないということは当然考えるわけですけど、私はそういった状態にあっても、前回の定例会でも聞いておりますけど、町としてのスタンスとしてはどうであれ、町としての意見はしっかりと申していくということは確認させていただいております。

私は令和元年第2回の定例会、それから令和5年の第3回の定例会でもそういった質問をさせてもらって、そういう意味で基本条例の制定をしていったらどうですかというのを提案しております。またそういった要望が聞き入れられない状況にあっても、引き続き粘り強く訴えて、芦屋町の要望に耳を傾けていただく戦いはやりますということをこの定例会で確認させていただいております。

そのような状況にありますけれども、従来から問題視されています栗屋区付近の、栗屋区公民館前の交差点のことで、点滅信号が前ありました。先般、死亡事故も発生したということで残念な結果になっておりますけれども、この点滅信号ですけども、最近、点滅信号から青信号に変更されております。

そこで伺いますけども、初めにこの交通安全に対する改善要望の対応について、基本的に町はどのような対応をとっておられるのか、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

住民からの窓口での直接要望、自治区からの地域要望書の提出、町長への手紙での要望など、様々な形で交通安全に関する改善要望が町へ出されます。この要望に対し、町が所管の案件はその担当課へ依頼し、町以外の関係機関で対応する案件に関しては、その関係機関へ対応を町から依頼しています。

交通安全に関する改善要望への対応について、町で協議が必要な場合は、芦屋町交通安全推進協議会に諮ります。この協議会は平成17年4月に設置されたものですが、保幼小中や区長会、老人クラブ連合会、商工会、自衛隊といった町内の各種団体と折尾警察署、福岡県北九州県土整備事務所、西日本鉄道といった交通に関する関係団体で構成されています。交通安全運動の推進を主な活動としていますが、先ほど申しましたような、町で協議が必要な交通安全に関する改善要望の対応を協議し、関係機関への要請を行っています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

条例に基づいて、それぞれの改善要望について適切に対応している。またいろんなところから、経由先はいろいろございましょうけども、それに従って関係部署へ通報して適切に対応しているという状況じゃないかと思えます。

栗屋の公民館前の先ほどの青色点滅信号ですけど、これもかなり前からあそこ付近の交通安全の確保について問題があると、支障があるということで住民の皆さん、私が住んでおります周りの皆さんからもありましたし、実際私の組内の方のお孫ちゃんがラジオ体操が終わった後、そういった事故に遭わなきゃならないというようなことで危険性が増しているわけですけども。今回長年、点滅信号であってあの周辺2キロにわたって点滅信号していると。多くの車がいつも点滅信号ですので、赤信号になっていても止まらない。私も何回もあります。ですので、車が来ていると止まるか止まらないかを確認してしか渡れない。この点滅信号が青になった経緯についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

この件につきましては、折尾警察署交通課に問い合わせたところ回答がありましたので、そのまま読み上げます。「夜間帯を含めた信号機の点滅運用については、各種事故防止の観点から、解除する方向で福岡県警として見直しを行っており、併せて地元区長からの切替えの要請を受けておりましたので、先ほどの4交差点については、点滅運用を解除しております。」との回答でした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ここに至ってやっと1つ前進したかなと私は思っております。点滅信号から青信号に変わったので、あそこはまたこれもずっと青だったらどうかと思うわけですけど、車のほうから運転者から見ますと、しかしながら「あそこは赤になることもあるよ。」「人が立っていることもあるよ。」っていう注意喚起は、岡垣から来る方面からすると補助信号はあるんですね。ポート場から上がってくるところはちょっと見づらいという状況じゃないかなと思うんですけど、そういった状況にあります。

先ほどの中で、今回の芦屋町交通安全推進協議会設置条例に基づいて、協議されていると伺っております。実は私が1回目の定例会一般質問した中では、当時、芦屋町交通安全対策会議条例というのがあって、そこに町の基本的な交通安全方針が示されていたんですけど、私は推進協議

会で今、活発に行われているってことで議事録も見させていただきました。つい最近も行われたということで活発的な意見が出されていることは間違いないかなと思ったんですけど。

実はその推進員の方、団体を見ますと警察関係者の方もおられたりとか、そういった北九州関係の交通局の方がおられたりとかもあるので、芦屋町の主動的な要望というのが率直に伝えることができるのかなあという疑問を持って、基本条例を作ったほうがいいんじゃないかなと提案したところであります。

今、実際この協議会で推進協議会の設置条例で活発な意見が出されているとのことでありますので、この条件についてまずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町交通安全推進協議会は、コロナ禍もあり、令和元年度第2回から令和5年度第1回までの約4年間は書面開催となっております。このため、具体的な案件に対し議論ができませんでした。

ですが、コロナ感染症が第5類に移行した後、令和5年度第2回から対面での開催が可能となり、案件の議論ができるようになりました。議員が御覧になった会議録は令和6年3月に開催された令和5年度第2回協議会の分と思われませんが、各委員よりそれぞれの視点から多くの意見が出ており、議員御指摘のとおり活発な議論の場であったと認識しております。

そして令和6年度におきましても、先ほど議員おっしゃったように最近ホームページに議事録をアップしておりますので、8月20日に第1回の協議会を開催しましたが、主な議題が身近な町内の交通安全に関する案件であったため、今回も各委員よりそれぞれの視点から多くの意見が出ておりました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

現在条例としてはこの交通安全の確保、またそういった環境の整備については、多くは町の問題になりますので、協議はこの推進協議会で話し合われていると思うんですけど、私は先ほどからずっと申し上げていますが、交通安全の対策の基本的なものの考え方っていうのは、本来はこの名前、ネーミングにも問題があるかと思うんですけど、先ほどの芦屋町交通安全推進協議会設置条例、これは委員会を設置する条例なんですよ、基本的な名前は。私はやっぱりそういったところで、基本的な町の方針っていうのは、県の条例によればいいということも考えられるんで

すけど、やはり芦屋町としての基本的なスタンスはどっかで示さないと設置委員会でこういった協議をする中でも、町の思いが伝わるのかなあとと思うんですよね。そういった観点からすると、基本条例は逃すことができないのではないかなと。

周りの自治体を見ても基本条例を制定しているところがございます。ネーミングもちょっと含めてなんですけど、そういう観点からして基本条例は私は不可欠じゃないかと思うわけなんですけど、改めてこの見解を町のほうにお聞きしたいんですけど、よろしくをお願いします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町の交通安全については、福岡県交通安全計画を指針として福岡県と協力して実施しているため、芦屋町交通安全計画や交通安全基本条例の策定は行っておりません。現在、芦屋町では芦屋町交通安全推進協議会設置条例により、同協議会において討議し、決定した交通安全に関する要望について、警察や道路管理者など関係機関に対し要請していくこととしているなど、交通安全の推進に関する事項が定められております。

そして先ほど申し上げましたとおり、同協議会は活発な議論の場として、十分に機能しているものと認識しております。このため交通安全基本条例の策定の予定はございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後も粘り強く訴えていきたいと考えます。

それでは要旨2ですけども、交通安全環境の整備についてでございますけど、この栗屋区公民館前の交通安全の確保の現状と今後の施策についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

令和6年3月の芦屋町交通安全推進協議会で、栗屋農事組合から栗屋地区の国道495号線の安全対策について、町への要望書が提出されたことを受け、議題としましたところ、委員より栗屋地区の住民からアンケートやヒアリングを行い、意見聴取するべきではとの意見が出ました。これを受け、芦屋東小学校や芦屋中学校のPTA、老人クラブ連合会、区長会などで構成される芦屋東小学校区育成会議でアンケートを実施し、アンケート回収後に改めてヒアリングを実施しました。

結果は、粟屋区公民館付近を歩行者として利用する場合も、自動車を運転する場合においても、走行する自動車の信号無視とスピード超過により、危険を感じるという意見が多数ありました。

このアンケートとヒアリングの結果を踏まえ、令和6年8月に開催した芦屋町交通安全推進協議会において協議し、信号無視、速度違反对策として、パトカー・白バイによる定期的な取締りの強化の要望、電柱等への回転灯設置、信号機見落とし防止のための電光掲示板の設置を折尾警察署や関係機関へ要望していくこととしました。

なお、当日出席していた折尾警察署からは、取締り強化については既に実施しているとの報告がありました。また、福岡県北九州県土整備事務所からは、速度抑制に効果的な対策であるドットライン、破線を車線の内側に設置する工事を発注済みであるとの報告がありました。

その他、道路上の安全設備などについては、今後、道路管理者など関係機関と調整してまいりますし、必要に応じて要望活動なども継続してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まだまだやることが多いかなと私は思っております。まだ不安は払拭されてない状況でありますし、地域の周りの住民の方も同じじゃないかと思えます。ああいった環境の道路でありますので、事故が多発する可能性が非常に高いと認識しております。

それで現在、粟屋区の区長のほうからも改善要望を上げているかと思うんですけど、この区長からの改善要望に対しての対応についての見解を求めます。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

国道495号線を芦屋ポート大城側から岡垣町方面へ車で進むと、粟屋公民館前信号には、右手の公民館側に補助信号が取り付けられているのが確認できます。この補助信号のおかげで早めに信号の状態を把握でき、赤信号になっている場合には早めに減速できます。ただ、より手前に補助信号があれば、より早めに信号の状態を把握できますので、粟屋公民館前の横断歩道ではより安全が確保できるようになり、事故の危険性も低下すると考えられます。

このような理由・考え方に基づき、8月下旬に粟屋区長から芦屋町に補助信号の移設についての要望書が提出されました。これを受け、補助信号の移設についても、芦屋町から折尾警察署へ事前に相談を行い、協議検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

地元区長からの要望でありますので、適切に対応いただければと思います。交通関係の対策というのは人の命に関わる事案ですので、しっかりとその辺りの取組をお願いできればと思います。それでは3件目に移ります。

食品ロスの削減推進についてです。

こういった件を挙げたということで、何でその食品ロス、芦屋町？と懸念されるところもあるんですけど、この食品ロスの削減推進についてですけども、これは貧困とか地球環境の悪化に関して国際的に関心が非常に高まっていると。2015年に2030年アジェンダが採択されておりまして、国全体としても取り組んでおりまして、2000年のデータを基に2030年にそういったロス、我が国においては980万トン。2000年ですね。それを半減しよう、2030年に半減しようということで取り組んで目標は定めておられます。

2030年の目標ですけども、事業系が273万トン。家庭系が216万トンということで、目標としては489万トンに抑えようじゃないかということでありますけど、実は22年度に8年前倒しで事業系のやつは目標を達成しておりまして、273万トンに対して236万トンですけど、家庭の目標が216万トンですが、236万トン。実際であればもうちょっと減っている可能性があるんで、ひよっとすると目標達成している可能性もあるんですけども、さらにこの食品ロスというのは抑えていかなければならないと思います。

我が町に食品ロスといっても人口も少ないし、事業者さんもそんなにおられないのでやることあるのかなということで、どうしても認識が、私自身もそうですけど、あんまりないなあって、周りの推進状況の施策の中でも食品ロスっていうのはどこかにポスターが貼ってありますかね。私は貼ってないようにちょっと、あんまり目立たないなと思いますので、もう認識してもそんなに大きいものじゃないかなあと思ったりするんですけども、推進法は制定されておりまして、計画も策定しなければならぬということでもあります。

実際、町としてはその推進計画を策定しなければならぬっていうのは努力義務と推進法では定められております。努力義務ですけども、私はこの食品ロスっていうのは地球環境のことも踏まえながらやっていかなければならないと思いますし、町としては努力義務の中ではありますが、計画としては何か策定されたものはございますか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町では食品ロス削減推進の取組について、第2次芦屋町環境基本計画の一部として取り組んでいるところです。

なお福岡県では、福岡県食品ロス削減推進計画を新規の計画として策定しておりますが、福岡県下の市町村では、福岡市、北九州市の両政令指定都市も含めて、新規の計画を策定している市町村はございません。いずれの市町村も環境基本計画の一部として取り組んでおります。これは福岡県が計画を策定しているため、市町村独自で新規の計画を策定する必要性が低く、また自治体単独では取り組める事業等に限りがあることを示していると考えられます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁があったように第2次の環境基本計画56ページに食品ロスの記載がどの程度ありますかということなのですが、今言われたように計画としてはもう不十分ですよ。何をやっているか分からない。ただ、削減を推進しますという町の方針だけ。それで事済むかなという、ちょっと思ったりします。

中を見ますと、3010運動を推進する。やります。3010運動って皆さん御存じですか。私は全然知りませんでしたけど、宴会のときに宴会の始め30分はみんな黙ってしっかり食べると。終わりに10分間、しっかりと食品は全部食べ切るといような運動です。そういう運動とか、あとポスターを貼ったりってことで「やりますよー。」っていう感じですけど、どうしても努力する方向ははっきり定まってないのかなと思います。

それでこの食品ロスの削減の意義を、町はどのように認識しているのか、ここでお聞きしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

食品ロスを放置すると大量の食べ物が無駄になるだけでなく、環境悪化や将来的な人口増加による食料危機にも適切に対応できません。

世界の人口は2019年時点で約77億人ですが、2050年には今より20億人も増えて、約97億人に上ると見られています。食品ロスに関しても何も手を打たず今のままの状況が続けば、人口増加に伴って栄養不足で苦しむ人がますます増え、貧困に拍車がかかることとなります。

このようなことから、持続可能な社会を実現するための大切な取組であると考えます。また、食品ロスの削減により、廃棄物や二酸化炭素の発生抑制が図られるほか、家計負担の軽減も期待

されます。このため、各家庭における取組が大変重要であると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今のおりだと思えます。我が党、公明党ですけれども、この食品ロス削減を、より我が事としてもらうために国のほうに経済や温室効果ガスの影響はどの程度かということを発表してもらいたってことで提案しました。その結果、消費者庁は昨年12月、21年度の食品ロスによる経済損失、年間4.3兆円だそうです。温室効果ガスの排出量は1,138万トンに上るということで、非常にそういう点からすると経済的な損失もありますし、温室効果ガスもかなり出しているという状況でありますので、環境問題を今しっかりと全世界で取り組んでいる中、日本としてもそれに参画して減らそうとしているわけですけれども、そういう意味からするとこの食品ロスについて取り組むことによって、温室効果ガスを減らすこともできるということだと思います。

町もしっかりと取り組んでいかなければならないと思うんですけど、ここで町として今後、食品ロス、今のところ計画はないということなんですけども、取組としてはどういうことを推進していきたいかという方針をお聞きしたいと思えます。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町での取組についてですが、芦屋町を含む遠賀・中間地域広域行政事務組合においてごみ組成調査を毎年実施することで、家庭ごみに占める生ごみ比率の推移を注視し、現状の把握に努めております。

そして、10月は食品ロス削減月間と位置付けられており、毎年福岡県からポスターが送付されておりますので、今現在も、役場や町民会館などの公共施設、結構目立つところに掲示して周知に努めております。このように現状の把握に努めるとともに、これからも国・県などと連携を図りつつ、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりと取り組んでいていただきたいと思えます。小さな町でありますけども、全国的に言いますと、我が町と同じような自治体が多いわけですけど、1つの自治体が全てこういった取

組を怠ったのでは日本全体に大きな悪影響を及ぼしますし、こういうことをしっかりと与えられた職責というか任務というか、町として課せられた義務に関してはしっかりと町としても推進して、そういった姿勢で臨んでいただければと思います。

そこで提案ですけど、実際、消費者庁が発表している冊子がございます、食品を買い過ぎない、それから料理を作り過ぎない、使い切る分だけ買うポイント、そういったものも設ける、また食べるための料理テクニック、冷蔵庫の整理整頓、保存策を紹介している雑誌がございます。これは非常に有効だと聞いているんですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員御指摘の冊子はA3縦のカラーで14ページの冊子で、チェックシート付きの大変分かりやすい食品ロス削減マニュアルであると考えております。ただ、消費者庁や福岡県などのホームページにはほかにも様々な分かりやすい資料等があり、目移りするほどでございます。

このため、特定の冊子を印刷・製本して全戸配布するよりも、それらの資料の情報を広報あしやや芦屋町ホームページなどで周知する方法で啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この消費者庁が出している冊子が1つの例でございますけども、今、答弁にございましたようにたくさんの冊子が出回っているということでもありますけど、広報紙とかそういったものを載せるのはいいのですが、私自身も含めてこの食品ロスに対しての町民の皆さんの認識はどの程度かということもありますので、できたらやっぱり広報紙を見てもぱっとこう、どうですかね皆さん方がそこに注目して認識を高めていただけるレベルに至るかっていうのは非常に私は難しいと思うので、どういう形であれ何かの形で、折り込みでもいいんですけど別冊子のような感じで、町にちょっと経済的な負担をおかけするわけですけども、そういった削減の意味も非常にありますので、そういった形でも結構でありますので、皆さんたちが役に立ってもらえるようなですね、冊子を配布していただければというふうに思います。

それでは最後になるわけですけど、全国的に見ますと色々な食品ロスの取組がしっかり行われております。先ほどからずっと出ていますけれども、食品ロスの削減は気候変動対策としても大変に重要です。廃棄における直接的に生じる環境影響だけではなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸、小売の各段階のエネルギーの消費など

環境に及ぼす影響は決して少なくありません。

食品ロス削減の住民運動のさらなる推進は非常に重要であると思います。全国的に推進を図られているものとしては、1つは全部家庭系じゃなく事業者関係者も含まれるので、町としては事業者の分まではなかなかそういった施策を打てないっていうのは本来そういうことだろうと思うんですけど、1つはフードシェアリングというのがございます。スマートフォンのアプリ等を活用して様々な食品を販売する。店舗で売れ残った食品の情報を消費者に届け、販売価格の半分以下や無料で提供するサービスの展開など、食品の廃棄を削減するフードシェアリングの地域の普及が行われているということで、これも1つの削減する大きな取組だと思うんですけど、町としては、行政としてはそういった事業者関係には立ち入れないんですけど、推進で商工会にお願いしたりとか、このフードシェアリングができるんじゃないかなと思います。

それからもう1つはフードドライブですけど、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取って、子供食堂それから福祉施設へ無料で提供するフードバンクは、まだ食べられるにもかかわらず破棄される食品ということで、非常にこういった食品ロスを削減するためには重要なものになるわけですけど。

また各家庭で使い切れない未使用食品を持ち帰り、それらをまとめてフードバンク団体や地域や福祉施設団体などに寄贈する活動、いわゆるフードドライブの活動も非常に注視されていると、注目されているようにお聞きします。

シェアリング、フードドライブ、そして最後にコミュニティフリッジという取組も行われています。このコミュニティフリッジは公共冷蔵庫と言われるんですけど、企業・商店から提供された食料品を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体に提供する仕組みであります。

岡山市の北長瀬のコミュニティフリッジでは食料品、日用品を提供くださる方をフードプレゼンターとして登録していただき、例えば頂いたお中元、お歳暮、頂いた調味料、加工品、洗剤など多めに買っておいた缶詰、たくさん頂いたお米などをコミュニティフリッジを通して必要な方へ提供していると。食品を無駄にしないで、必要な方に無料提供とか福祉公共であります子供食堂に提供して、子供たちの貧困対策にもつなげていくということでもあります。

最後にこれについての答弁をもって終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

見解をお願いいたします。こういった施策についての取組についていかがかということでお願ひします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

当初、議員がおっしゃっていただいたように、芦屋町規模ではかなり難しい施策ではありますが、ただ単独でやるだけではなく、周辺自治体が力を合わせて実施する際にはしっかり協力してまいりたいと思いますし、また周知などにもしっかり協力して芦屋町でできる役割を果たしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

なお、再開は11時15分にいたします。よろしく申し上げます。

午前11時01分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、おはようございます。6番、本田です。一般質問通告書に沿ってお尋ねします。

件名、芦屋町公共施設等総合管理計画について。

今回の質問は、平成29年3月に策定されました芦屋町公共施設等総合管理計画についてお尋ねさせていただきます。

芦屋町公共施設等総合管理計画は、現在の公共施設を維持管理しつつも、施設の数や大きさをコンパクトな形に落ち着かせることを計画しているものと思います。芦屋町において現存する公共施設の維持管理は、今後の人口減少と高齢化に伴い、施設の使用に関する様々な工夫を現在も費用対効果を考慮しながら実施されているものと思います。

今後の公共施設の在り方は芦屋町に限定したものではなく、全国的に地方公共団体において、過去に建設された公共施設等が大量に更新の時期を迎えていることを基本として、地方公共団体の財政は厳しい状況が続いており、今後の人口減少や少子高齢化により、公共施設等の利用需要が変化しています。

このような現況から地方公共団体においては、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによって、財政負担の軽減や各年の負担額を平準化させつつ、まちづくりを行っていく必要があるかと思えます。

そのような中から、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進することとなり、芦屋町公共施設等総合管理計画は、長期的視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであるため、公共施設等の全体を把握する必要があるものと思えます。

芦屋町公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設等は、地方公共団体が所有する建築物だけではなく、道路・橋梁等のインフラ施設や公営企業の施設も含むものとなっており、今日の人口減少、少子高齢化の進展、地方財政の状況などを勘案すれば、公共施設などの見直しは避けて通れないものとなっております。

問題はその中身、進め方にあるかと思えます。公共施設などは、地域社会やコミュニティの中心となる人々の集う中心となる核であります。そこには人々の暮らしや交流があり、日々の日常会話の楽しみや健康増進等のために利用されている施設があるかと思われます。そのようなことから住民のライフサイクル全体を通して福祉の増進を図り、社会・経済活動を営む基盤をつくるものとなるかと思えます。

一律的な削減ありきではなく、施設の設置目的や住民の暮らし、地域の実情、将来の姿をよく見極め、まちづくりの一環として住民の参加、合意形成を図って進めていくことが重要になってくるかと思っております。

自治体の財政が厳しく管理費用が増えることは事実ですが、予算を何に使うのか。自治体の本来の役割は何であるのか。公共施設は何のためにあるのか。それらをよく踏まえ、事務全体を見直し、政策選択の中で考えることが必要となってくることになろうかと思っております。

全国的な各自治体の削減目標を見ますと、おおむね今後30年から40年で15%から30%削減するとなっております。それは主に人口減少・財政面からの試算であり、端的に言えば、国の指針に沿って今後の人口減少、充当可能財源に見合っただけ施設総量を削減するものと思われま。総量削減の問題は、それで住民の暮らしや地域がどうなるのか検証されていないことになるかと思えます。

そこで要旨としまして、芦屋町公共施設等総合管理計画が今後の少子高齢化の進行や町財政の見通しを踏まえて、必要性の高いサービスを将来に渡って持続可能なものとし、公共施設等の安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理を行うことを目的とし、計画的に公共施設等を管理するための基本方針を定めるものであるとなっておりますので、このことについてお尋ねします。

1 番初めになりますが、芦屋町公共施設等総合管理計画の策定について。

芦屋町は施設の削減についてどのようなことを根拠にして、何に配慮して策定されているものかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほど本田議員から説明がありました内容と重複することもあるかと思いますが、まず芦屋町公共施設等総合管理計画につきまして、計画策定の背景、それから計画の目的等をまず説明させていただきたいと思います。

計画策定の背景でございますが、平成24年12月に山梨県にあります中央自動車道笹子トンネルにおきまして、トンネルの天井板が落下し、9人が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。この事故の原因は、トンネルの天井板を支えるボルトが老朽化していたことや、点検や維持管理が不十分であったことが指摘されました。この事故により、インフラの老朽化の進行、維持管理の不備が重大な事故につながる可能性があることを社会に強く認識させる契機となったものでございます。

国では笹子トンネルと同種・同類の事故が発生しないよう、トンネル内の附属物等を対象とした緊急点検を行うとともに優先施設への集中点検、基準類の見直し、データベースの整備が行われました。また平成25年11月には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、インフラ長寿命化基本計画が策定されました。

また地方公共団体におきましては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中で、人口減少や厳しい財政状況等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であることから、国の動きと歩調を合わせまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう、平成26年4月に総務省から要請通知や計画策定の指針が示されました。

これを受け、地方公共団体においては、公共施設等の全体の状況把握とともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画の策定に向け、取組が進められました。

芦屋町におきましても、今後の少子高齢化の進行や町財政の見通しを踏まえて、必要性の高い

サービスを将来にわたって維持可能なものとし、公共施設等の安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率のかつ効果的な整備や維持管理を目的に、総務省の示す策定指針に基づき、公共施設等の現況及び将来の見通しの下、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針等を定めた芦屋町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定したところでございます。

計画策定に当たりましては、行政サービス水準等の検討や本計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスに影響を及ぼすことから、これらの影響に配慮し、3つの公共施設等マネジメント目標を定めております。

1つ目は将来の更新に対する計画的な取組、2つ目が有効活用の視点に基づく維持管理の推進、最後3つ目が行政サービス水準の検討と官民連携・広域連携の推進を定めるとともに、本マネジメント目標の実現をより確かなものとするため、将来の維持更新費用の平準化・縮減に関し、公共施設等の延べ床面積に関する数値目標を設定したものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

計画の策定に当たって、今3つの公共施設等マネジメント目標をお聞きしました。そこで芦屋町公共施設等総合管理計画の具体的な数値目標・期間・対象施設についてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

まず計画期間でございますが、施設の耐用年数は数十年と長く、更新時期を踏まえながら、計画的に適正化を図っていく必要があるため、中長期的な視点で基本方針を定める必要があることから、平成29年度から令和28年度までの30年間としております。

次に対象施設でございますが、今後の町の人口動向や財政の見通しを踏まえた計画とするため、学校・公民館・体育施設といった建築系の公共施設から、道路・橋梁・下水道といったインフラ系の公共施設を含む全ての公共施設等を対象としております。

また建築系公共施設は、それぞれの用途により管理する基本方針を示すため、本計画におきまして大分類等の区分をしております。大分類としましては、学校教育系施設、社会教育系施設、文化系施設等12分類。インフラ系公共施設は道路、橋梁等4分類でございます。

次に計画の目標でございますが、本計画に定めるマネジメント目標の実現をより確かなものと

するため、将来の維持更新費用の平準化・縮減化に関し、建築系公共施設の延べ床面積を計画期間の30年間で25%削減という目標を設定しております。この目標値は住民1人当たりの建築系公共施設の延べ床面積を算出した上で、合併町村を除く全国の類似団体における住民1人当たりの延べ床面積の平均値を基に算出をしております。

また、目標値の妥当性につきましては、当町の将来の人口減少割合で検証をし、削減目標と人口減少率が同程度であることから、将来人口割合に見合った目標値であると結論付けております。

なお、インフラ系公共施設におきましては、支出の削減に努める必要はございますが、道路や橋梁などは生活基盤に必要不可欠なものでございますので、総量縮減に関する目標値は設定しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました内容では、合併町村を除く全国の類似団体における住民1人当たりの延べ床面積の平均値を基に算出しているとのことでありましたが、この算出を基に計画を進めていきますと、町民の暮らしや地域がどのようになっていくものかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

公共施設等総合管理計画には、先ほど説明をいたしました3つの管理目標からなる公共施設等マネジメント目標を実現するため、公共施設等の計画的な管理に必要となる実施方針等及び施設の利用用途ごとに、総量・配置・維持管理の適正化等についてまとめました用途大分類別の管理に関する基本的な方針を定めております。

実施方針等につきましては、12項目の方針を定め、点検・診断等の実施方針、維持管理・修繕・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、長寿命化の実施方針等を定めておりますので、本計画が施設の廃止や統合のみを進めていくものではございません。

しかし、本計画の目標値を30年間で25%削減と定めている以上は、公共施設等の延べ床面積の縮減は避けては通れないものと考えております。

このため、公共施設の廃止や統合を行うことになれば、町民の暮らしや地域に影響が出るものと考えております。対象となる施設によりまして、影響度は異なるものと考えておりますが、プラスの影響とマイナスの影響が考えられます。

まず、プラスの影響としましては、サービスの効率化と質の向上でございます。統廃合によって施設が集約されることで、サービス提供が効率化され、質の向上が図られる。例えば複数の小規模な施設を集約することで、より充実した設備や職員配置等が可能になり、住民が受けられるサービスの質が向上するといったものでございます。

次に財政の健全化でございます。施設の廃止や統廃合等により、自治体の財政負担の軽減や削減した経費をほかの施策に活用することで、地域全体の発展に寄与するといったものでございます。

最後は利便性の向上でございます。施設の集約化や複合化により、複数のサービスを1か所で受けられるため、住民の利便性が向上するといったものでございます。

一方でマイナスの影響としましては、アクセスの悪化でございます。施設が統廃合されることで、一部の住民にとっては施設へのアクセスが悪化する可能性がございます。特に、御高齢の方や運転免許を持たれていない方などは、移動が困難になるといったものでございます。

もう1点は、地域コミュニティの弱体化でございます。地域の拠点となる公共施設が廃止されますと、コミュニティ活動の場が減少し、地域社会のつながりが弱まる可能性がございます。特に地域住民が集まる機会が減ることで、コミュニティの連帯感が薄れることが懸念されるといったものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

計画目標値を30年間で25%削減と設定している以上、公共施設等の延べ床面積の縮減は、避けては通れないものとしての御回答をいただきました。また、公共施設の廃止や統廃合によるメリット、デメリットをお聞きしたわけですが、芦屋町では建築系公共施設の延べ床面積を計画期間の30年間で25%削減としている計画には、実施期間としては十分にあるかと思えます。

また全国自治体が今月の当初で1,718の市町村があり、各自治体で公共施設等の削減に向けて発生しているそれぞれの諸問題の解決には、問題解決に導いている先進地の知恵がどこかにあるかと思えますので、御参考にしていただきたいと思っております。

そこで、芦屋町公共施設等総合管理計画の策定から既に7年が経過しています。当初の計画からすると、現在の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

進捗状況でございますが、策定当初の公共施設等総合管理計画は、平成26年度末の公共施設の現状等を基に将来予測を推計しておりますので、基準となる建築系公共施設の延べ床面積は、平成26年度の約11万6,000平米。直近で確定している数値は、令和4年度で約11万5000平米でございます。

このため、令和4年度末現在で約5,500平米削減。率としましては、約4.7%の削減といった状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました令和4年度末現在で約5,500平米の削減、率としては約4.7%の削減という状況を踏まえて、今後、令和28年度までに芦屋町公共施設等総合管理計画の数値目標である25%削減を達成させるためには、どのようにされるのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

数値目標を達成していくためには、今ある建築系公共施設の廃止、集約化や複合化等により、延べ床面積を削減していく必要がございます。このため老朽化等により、施設の建て替えや廃止を検討する際は、必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含め、施設の適正な在り方を検討する必要があり、アンケート調査等により、必要性の把握や代替案の検討等が必要と考えております。

また公共施設等総合管理計画は、町の最上位計画である芦屋町総合振興計画の理念の下、公共施設等の今後の取組について、基本的な方向性を示すものであり、この基本方針を踏まえ、個別の施設に関する計画、いわゆる個別施設計画において個々の公共施設に関する点検、修繕、建て替え等の方針を示しております。このため、目標の達成に向けては、各施設の所管課で策定している個別施設計画に基づいて、まずは実施してまいります。

また、集約化や複合化の検討等に際しましては、各施設所管課の情報の共有や全体の調整等が不可欠であることから、当課、企画政策課が事務局となり、全庁横断的な調整を行うとともに、公共施設等の総量の把握、各施設の個別施設計画の見直しの状況等の情報収集や全庁的な情報共有に引き続き努めてまいります。

いずれにしましても、30年間で25%削減を達成していくためには、建築系公共施設の廃止、集約化や複合化等が避けられないと考えております。人口規模や施設の状況等も踏まえて、必要に応じて廃止、集約化や複合化等により、目標達成に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町公共施設等総合管理計画を策定する上で、平成28年9月には公共施設等に関する住民アンケートを18歳以上の町民から2,000名を無作為に抽出して行っておられます。その当時に回答された優先度の低い施設に、町営住宅や文化系施設が挙がっております。

しかしながら、公共施設の中で占める割合の大きな町営住宅の現在の計画は、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現在の町営住宅等の計画についてですが、令和4年に策定した第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画に基づいて運用を行っています。この計画は、令和4年度から令和13年度までの10年計画となっており、その中間の令和8年度に実情を踏まえて一部計画の見直しを行い、令和9年度から見直した計画に沿って、令和13年度まで運営を行う予定となっています。

その後、第3期芦屋町町営住宅等長寿命化計画を令和13年度までに策定し、令和14年度から令和23年度まで運用を行う予定となっています。

現在、御説明できることは、現運用の指針となる第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画に基づいた内容となります。

まず用途廃止についてですが、既に耐用年数を経過した高浜団地は、今年度で入居者の方の移転が全て完了する予定となっており、令和10年度までに全ての高浜団地の解体を予定しています。

今後の耐用年数到来による用途廃止については、令和12年度に山鹿A団地、令和13年度に山鹿B団地が計画されています。これらについても、今後入居者の方々に移転のお願いをして、移転完了後に用途廃止とすることになります。

住宅の改修等については、経年による老朽化のため、緑ヶ丘団地の改修等を毎年度計画しており、また新緑ヶ丘団地についても外部改修を行い、耐用年数まで維持できるよう改修を行って

く予定となっています。

令和14年度以降は、第3期芦屋町町営住宅等長寿命化計画での運用中に、鶴松中層団地と幸町団地が耐用年数を迎え、その後緑ヶ丘団地についても一部耐用年数を迎えるため、次期計画予定の第3期芦屋町町営住宅等長寿命化計画にて、人口の減少具合や町営住宅の需要、セーフティネット住宅の実情を踏まえて、建て替え等の検討をする予定となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました令和14年度以降は、第3期芦屋町町営住宅等長寿命化計画の運用中に鶴松中層団地と幸町団地が耐用年数を迎え、その後緑ヶ丘団地についても一部耐用年数を迎えるとのことですが、先ほどもお尋ねをいたしました、町営住宅の延べ床面積は公営企業会計施設を除くと最も大きな割合を占めております。

ゆえに町営住宅の計画は、そこには住民の方もおられますので、今後どのように推進していくかは将来大きな影響があるかと思えます。そこで現在の町営住宅の現況と入居率についてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、町営住宅の現況として、令和5年度末の建物の延べ床面積と敷地面積について申し上げます。

延べ床面積の合計は4万1,615平方メートルです。その内訳ですが、町営住宅が3万2,133平方メートル、所得制限外住宅が9,781平方メートルとなっております。

敷地面積の合計は7万6,093平方メートルです。その内訳ですが、町営住宅が6万1,085平方メートル、所得制限外住宅が1万5,008平方メートルとなっております。

なお、延べ床面積につきましては、公共施設等管理計画10ページに記載してあります延べ床面積4万4,643平方メートル、こちらは令和元年度末の数字です。こちらから、3,028平方メートル減少しておりますことを申し添えておきます。

次に、令和6年8月22日時点の入居率について申し上げます。

全体の入居率は71.52%で、1,120室中801室入居中となっております。その内訳ですが、町営住宅が74.19%、492室中365室入居中となっております。そして所得制限外住宅が69.43%で、628室中436室入居中となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

合計入居率が71.52%ということですが、今後はこの空き室の在り方をどうしていくのが重要になってくるかと思えます。

次に、学校施設についてお聞きします。

学校施設としては校舎や運動場、体育館、プール等があります。その施設の中から今回はプールに特化してお聞きいたします。町内には小学校が3校と中学校が1校ありますが、小中学校のプールの授業数とプールの活用はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、各学校の水泳授業についてお答えいたします。

芦屋中学校では1年生で15時間、2年生と3年生はそれぞれ10時間実施しています。

芦屋小学校の1年生と2年生では6時間ずつ、そのほかの学年では8時間ずつ実施しています。芦屋東小学校では全ての学年で8時間ずつ実施しています。山鹿小学校では全ての学年で8時間ずつ実施する計画でしたが、天候不良による水温低下や熱中症警戒アラートの発令などにより、予定していた時数の半分程度の実施となっています。

次に、学校の授業以外でのプールの利用についてお答えいたします。

まず芦屋ジュニア水泳クラブは、芦屋小学校のプールを6月の後半から8月までの間、週3回程度利用しています。また夏休みに、芦屋町体育協会が山鹿小学校のプールを使用して、水泳教室を5日間行っています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

屋外に設置されたプールでは、気温や天候に授業の開催が左右されるものと思っております。今年のような猛暑の中では、恐らくプールサイドが歩くことが厳しいほどの高温であったり、一方、寒い冷夏では、水温や気温が上がらずに、授業開催そのものが厳しい年もあるのではないかと考えております。

そのように、プール授業は気候や気温や天気に左右されながら、限定された時間の中で実施し

なければならない季節物であるために、時間的な余裕が余りない限定された授業のように思っておりますがいかがなものでしょうか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小中学校での水泳授業は、毎年6月の後半から7月にかけて実施しています。各学校に確認いたしましたところ、天候不良や熱中症警戒アラートが発令されたなどの理由で、予定していた時間に水泳授業が実施できない場合、ほかの授業時間と振替を行うなどの対応をして、水泳授業の実施時数を確保するよう努めているとのことです。今年は熱中症警戒アラートが連日出されているため、水泳授業ができる時間帯が限られてしまったとも伺っています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました内容では、今年は熱中症警戒アラートが連日出されていたため、水泳授業ができる時間が限られてしまったとのことですが、テレビ等で今年の夏は異常気象と言われ、最高気温が過去最高であったと報道されていました。このようなことから、今後は夏のプールは天候に大きく影響を受け、併せて学校の授業時間以外の夏休みの学校プールの使用が気になるところであります。

以前は夏になりますと、学校のプールが開放され、PTAが監視をしながら夏休みのプールが開催されていましたが、昨年までのコロナの影響もあり状況が一変したと思われしますので、現在はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘の夏休み期間等のプール開放についてお答えいたします。

コロナ禍の以前から、夏休み期間中に各学校のPTAが監視する形でのプール開放は行われていないと伺っています。行われなくなったのは、平成19年頃からはないかという話もありますが、明確なところは分かりません。取り組まれなくなった理由もはっきりとしたことは分かりませんが、監視員役となる保護者の確保やプールでの事故防止対策や事故発生時の対応が大変難しいことが理由として考えられます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

なかなかプールの授業や夏休み期間中のプール開放など、猛暑等の天候に影響されることや、監視体制の整備やプール事故発生の可能性を含めて難しい時代になってきたことを実感しております。

そこで、芦屋町公共施設等総合管理計画の建築系公共施設の延べ床面積を計画期間の30年間で25%削減の数値目標である25%削減を達成させるための1つの項目としまして、プールの統廃合をしてみたいかと思っております。

先月の新聞報道になりますが、お隣の岡垣町が岡垣サンリーアイに屋内スイミング施設、町立小中学校の水泳授業を民間委託と報道されておりました。この新聞記事を見て良い施設ができるようになったと感じております。

理由としましては、屋内プールであるために暑さ対策が緩和できること、冬でもプールの使用ができることとなれば通年プール授業時間の確保ができること、プロの目で指導や遊泳中の監視をしていただけること、数か所にある施設をまとめることでプールに使用する水が1か所分となること、そのほかにも町民を対象とした児童生徒の使用しない時間帯は町民の使用が可能になること、そのことによって運動不足が解消されれば、高齢者の病気の予防や健康増進につながることで、学校の先生の負担が減ることなどが考えられることとして浮かんできました。

このことは放課後のクラブの指導を地域に移行し、先生方の負担軽減の形を少し変えたものになってくるのかなと自分の中では思っております。このようなことから、芦屋町でも今後、学校施設プールが老朽化する際には補修や改修をすることも含めて、費用対効果や公共施設の延べ床面積の削減と考慮する項目が多数あることと思っております。

このことから、公共施設の削減にもつながることになるかと思ひ、十分検討が必要になるかと思っておりますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

全国のほとんどの公立の小中学校にはプールが設置されています。これらのプールは50年以上前に整備されたものが多く、老朽化などで施設の維持管理が全国的な課題となっています。

議員御指摘の岡垣町の事例ですが、岡垣町教育委員会へ確認したところ、町内全ての学校プールで老朽化の問題を抱えていたと伺っています。

芦屋町内の学校のプールは完成から50年以上経過していますが、改修をしながら使用してい

ます。具体的には、平成5年に山鹿小学校、平成29年に芦屋中学校、令和2年に芦屋小学校のプール改修を実施しています。プール改修から経過年数が短いため、現時点でプールの統廃合について検討する予定はありません。

現在、芦屋東小学校での水泳授業が喫緊の課題となっており、令和5年度は水泳授業を芦屋小学校のプールを利用して行いました。本年度は民間のスイミングクラブに委託して水泳授業を実施し、この2年間の状況を踏まえ、来年度以降の芦屋東小学校での水泳授業の在り方について、検討を進めているところです。

芦屋東小学校で行ったアンケートでは、児童の保護者からは、水泳授業を委託して実施したことで子供が水泳授業に積極的に取り組むようになったなどの回答が寄せられています。学校からは、水泳授業がスイミングクラブの室内温水プールで行われるため、天候に左右されず予定どおり実施できたことや専門のスタッフが水泳指導を行ったことで、教師は児童の評価に集中でき、業務負担の軽減につながったなどの意見も伺っています。

近年、遠賀郡内をはじめ、水泳授業を民間のスイミングクラブで行う学校が増えています。この状況を踏まえながら、引き続き、水泳授業の在り方について研究してまいります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました回答では、プール施設の現状は平成5年に山鹿小学校、平成29年に芦屋中学校、令和2年に芦屋小学校のプールが改修され、プール改修から経過年数が短いため、現時点でのプールの統廃合について検討する予定はありませんとの回答ではありますが、そもそも中長期的な視点から基本方針を定めておられると考えますと、経過期間の最終年度である令和28年度までは、現在が令和6年度ですので残り期間として22年あることとなります。現時点で改修工事をされたプールも、今後それなりの経過年数の中で老朽化が進んでいくものと思われま。

現在の町内小中学校のプールの現状は、小中学校4校で4つあるプールのうち、芦屋東小学校では既にプールが機能していない現状があり、山鹿小学校がプールを改修したとのことですが、実施時期が平成5年ともう既に改修後30年を経過しています。

どのくらいの使用期間が適正なのか不明であったため、インターネットで検索してみました。その検索した中から、財務省令の減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのがあり、その中を見ますと、水泳プールの耐用年数は30年とありました。30年超えれば使用できないと言われるとそういったものではなく、メンテナンスによってそれ以上の使用が可能になるということは分かっておりますが、それぞれプール建設の時期が異なりますので、一度に進めることは

難しい面があるかもしれませんが、近い将来を考えますと、統廃合するにしましなくても、改修工事の必要性が出てくることを考えますと、工事計画の策定から工事実施までは相当期間が必要と思われるので、どこかの時点では早めに検討されたほうがいいのではないかなと思っております。

芦屋町近隣の施設では、住民が学校施設を使用できる例として、お隣の北九州市ではありますけれども、平成21年から小倉城近くにあります北九州市立思永中学校温水プールがあります。思永中学校は平成21年4月に新校舎が完成し、その際に校舎だけではなく、体育館、プールが全面的に建て替えられ、年間を通して学校が授業で使用する期間や時間を除いて、住民に開放されているようです。

今後は今回お聞きしたような芦屋町公共施設等総合管理計画に沿って、公共施設の在り方が変わっていくものと思われまます。その際には、町民の声を十分反映させながら、公共施設の造り方、残し方について、さらなる十分な御検討をいただければなと思っております。

少し話の論点がずれますが、芦屋町で先月発行されました8月の議会だよりの紙面の一部に、町民の声として一言インタビューがあります。今回の一言インタビューの質問は「芦屋町にあったらいいな」をお聞きし、回答を4名の方からいただいております。その中の町民の方の声は、「図書館にカフェが併設されるといいな。」、「キャンプ場でのんびりしたい。」、「名画座があったらいいな。」、「本を読みながらゆっくりくつろげるカフェがあったらいいな。」と4名中2名の方が図書館にカフェが併設されたらいいなと回答されております。

現在ある施設の延べ床面積を減少させるためには、今ある施設をなくすことや施設の大きさを半分にすることなど面積だけにこだわることなく、例えば例としてなんですけど、プールに特化しますと住民の方からお聞きする声としては、今後アクアシアンプールの老朽化に伴って改修工事があるときには、アクアシアンプールの横に温水プールを併設してみたいかなものかなというお話もよく伺うことです。それによって、これから高齢化社会を迎える中では、老化の防止や健康増進の効果が大きいと思われまます。

そのように住民の声に耳を傾けて、住民にとって希望する施設の改善も含め、お一人お一人の声を大事にしながら、人口規模に応じた住みよい町として、将来のまちづくりを実施していただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時15分より再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後 1 時 15 分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に 11 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

11 番、日本共産党の川上です。

まず第 1 に、命に関わる危険な暑さ対策について伺います。

福岡県内では連日猛暑が続いており、国内の連続猛暑記録を更新しています。昨年、熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正されています。極端な高温を見据えた対策を一層推進するために、熱中症特別警戒アラートを新設。市町村が指定暑熱避難施設、クーリングシェルターを指定でき、アラートが発令された場合には開放が義務づけられており、全国では 4 割の自治体で設置されており、郡内でも遠賀町に設置されています。

そこで伺います。町でのクーリングシェルター開設の考えについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず芦屋町の現状についてですが、既に役場や中央公民館、町民会館など公共施設のロビーで暑さをしのぎながら休憩されている方をよくお見かけします。実質的なクーリングシェルターとしては機能していると捉えております。

ただこの猛暑は今年だけでなく、来年以降も継続するものと予測されております。このため、町民の安全・安心を確保するとともに、熱中症による健康被害が生じることがないように、啓発の意味も込めて来年度から芦屋町もクーリングシェルターを設置する方向で検討・調整を進めてまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

今年の夏は日差しが痛いほど強烈です。高温と多湿で命に危険なほどの暑さを体験しています。熱中症アラートが頻繁に発令され、体調を崩さないためにめっきり外出が減っています。国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した。」と語り、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えています。

福岡県内でも太宰府市で猛暑日が連続 40 日続き、年間 50 日の国の記録を更新しております。

八幡も8月後半は連日35度の猛暑でしたし、9月に入っても猛暑は続いています。今日も35度近い猛暑となっています。

福岡県の熱中症の救急搬送が3,600人を超え、九州では1万人を突破しています。芦屋町での熱中症患者の搬送数は分かるのでしょうか。その点を伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

遠賀郡消防本部からの報告では、今年1月から8月末までの芦屋町で熱中症により救急搬送された人数は18名となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町も全国・全県と変わらず熱中症患者が数多く発生しているということです。県内でも猛暑により命の危険に関わる危険な暑さ対策として、涼しい公共施設を休息に御利用くださいという取組を始めています。先ほど課長からも答弁がありましたが、福岡県内の60市町村のうち29市町村がクーリングシェルターを設置し、ホームページに情報を掲載し、住民に利用を呼びかけています。早急にクーリングシェルターの設置と充実を求めるものです。

次に、今年の夏は福岡県では9月2日までに熱中症警戒アラートが45回発表されています。全国でも1,492回発表されていますが、熱中症特別警戒アラートはまだ発令されていません。暑さ指数35以上になった場合には特別警戒アラートが発表されます。こうした場合、町はどのような対応を行うのか伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員御指摘のとおり、気候変動適応法が改正され、従来の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として位置づけるとともに、新たに1段階上の熱中症特別警戒アラートが創設されました。熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症を未然に防ぐための行動を呼びかけるもので、前日14時に発表されます。

この熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、冷房施設が整っていて暑さをしのぐこと

ができる施設クーリングシェルターを市町村が指定できることになりました。先ほども申し上げましたが、芦屋町では来年度からクーリングシェルターを設置する方向で検討・調整を進めてまいります。このため、詳細につきましては未定ですので御承知ください。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

気候変動適応法に沿って適切に対応することを求めるものです。それで気候変動適応法の中では、熱中症対策推進会議をそれぞれの自治体が設置することを求めています。芦屋町ではこの体制はどうなっているのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

こちらについてもこれから検討・調整を進めてまいりますので、まだ未定でございます。御承知ください。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

早急に熱中症の対策会議をするよう、構成を強めてください。

続いて2点目の小中学校における猛暑対策について伺います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

体育・スポーツの活動中において、児童生徒が熱中症を発症した事案が発生していることを踏まえ、国や県から熱中症警戒アラートなどの情報を活用しながら、体育の授業をはじめ運動部活動など、体育・スポーツ活動における熱中症事故の防止に万全を期すよう毎年通達がされているところです。

町内の小中学校における対策といたしましては、各学校の教室には空調設備を整備しています。児童生徒は水筒を持参し、休み時間などで適宜水分補給を行っています。そのほか学校の体育行事では、給水タイムを設定するなどの対応を行っています。また中学校の部活動における熱中症対策としては、休憩を増やす。練習メニューごとであるとか、15分から20分ごとなどなど

ざいます。また練習時間を短縮する。各自で氷のうを準備する。練習場所に散水を行う。帽子を着用する。こまめに水分補給・塩分補給を行う。体育館では大型扇風機を使用し、換気能力を強化する。テントを利用して日陰を確保するなどの取組を行っています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

児童の飲料水については水筒を持参させるということになってはいますが、いろいろ調査してみますと、水筒も暑さで喉が渇いて午前中に飲み干してしまうという、午後からの水筒は空っぽになっているという状況もあるということですけど、そういった場合については町はどう対応するのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

町として決めたルールはありませんが、各学校で個別に対応しているということでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

1つの例を挙げますと、つくばみらい市では、児童生徒たちは毎日水筒を持参するが昼頃には飲み切ってしまうという連日の猛暑による熱中症対策に加え、水分を補給する水飲み場が3密になったり、水道を触ったりして感染するのを防ぐために、学校が自動販売機の水を無料で、550ミリリットル入りとか小ぶりな280ミリリットル入りとかを無料で配布して、この熱中症対策に当たっているということを聞いていますが、ぜひ芦屋町でも参考にして、子供が熱中症や感染症にならないように、十分な配慮をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校の熱中症対策につきましては、国や県からの通達に基づいて行っているところでございます。先ほど議員から御指摘いただきました自販機による無料配布につきましても、状況を確認しながら今後の学校運営の中で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

後でも述べますが、この暑さはこの時点で止まるものじゃなくて今後どんどんどん上昇していくということになっていくと思いますので、ぜひ児童の健康を守るためにも対応をお願いいたします。

それと今、温度ではなくて暑さ指数ということで熱中症の対策を行っていますけど、この測定器にWBGTというのがありますけど、この活用はどのようにしているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

各学校に測定器を購入して対応しているということでございますが、現実のところは熱中症警戒アラートが発令した時点で判断しているということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

このWBGTで測って31以上になっていったら体育などの授業を取りやめるというような指針も出ていますが、外が暑くて運動ができないという場合についてはどう対応するのか。

先ほど本田さんの質問の中にもこれあったんですけど、授業を振り替えるとか、そういった話もありましたけど、振り替えても1日の中でそれほど温度の差はなく、31以上の暑さ指数を維持することも考えられますけど、そういった点ではそれぞれの学校に体育館がありますけど、体育館を活用するという点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

現在、芦屋町内の小中学校には体育館には空調設備がありません。また体育館の構造上、耐熱構造にもなっていないというところから、日陰ということにはなるのかもしれませんが、熱中症対策の決定打になるのかというところは甚だ疑問に感じているところではございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

前回の議会でも質問したんですけど今、国のほうはこの体育館にエアコンをつけることについては国が有利な補助率で補助金を出すというものもありますので、将来的なことを考えていっても各小学校の体育館にエアコンをつけていくということも念頭に置いたほうがいいのではないかと思います。

それから先ほど本田さんの質問でもありましたが、学校のプール授業、これはどう対応しているのかいろいろ言われましたけど、私が聞きたいのは、例えば暑さ指数が高くてプールが使えないという授業はどのくらいあったのか、それは分かりますか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

正確に調べたものはありません。学校のほうに確認したところでは、もう1時間目とか2時間目とかそういう早い時間に変えていくっていうようなことも考えて行っているということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この前テレビで言われていたのは、北九州市もプール授業についてはスイミングスクールを活用してやるような方向も出しているし、朝の論議でもあったように、岡垣町がサンリーアイのプールを使うとかそんなこともあっているんで、子供にとってプール授業ができて、なおかつ熱中症対策もできることも今後、考えていって学校の授業を進めていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、ぜひ学校の体育館や武道館、小体育館のエアコン化を検討していただきたいと思います。

続きまして、高齢者への熱中症対策について伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者に対する熱中症対策としては、冷房の効いた老人憩の家を活用していただけるよう広報あしやの8月号に、老人憩の家に涼みに来ませんかとして記事を掲載しております。老人憩の家は令和11年3月をもって廃止の予定ですが、それまでの間はぜひ有効利用していただきたいと思っております。

また、熱中症の予防や対処法が記載されたチラシを、民生委員を通して配布してもらっているほか、芦屋町地域包括支援センターの職員が高齢者宅を訪問した際や各種教室等で配布しているところがございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今の答弁では老人憩の家も熱中症対策には大変活用されているということなので、そういった点では老人憩の家を全てなくしてしまうのがいいかどうか、そういった論議もありますが、ここではしませんが、熱中症にかかり救急搬送され、重症化したり死亡したりする人の大半が高齢者です。高齢者は暑さを感じにくい上に、節約のため冷房を控えたり、トイレが心配であまり水を飲まなかったり、それから自分は大丈夫だからといったことが背景だと言われています。

そこで高齢者の対応について伺います。

高齢者の熱中症対策の指導はどのようにされているのか。また独り暮らしの熱中症予防のための見守り活動についてはどうされているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

どのようにお知らせしているのかというところで言いますと、先ほど話しましたが、地域包括支援センターの職員が訪問した際にお渡ししている書類の一式の中に、高齢者のための熱中症対策と熱中症予防・対処法というチラシを入れ配付しております。口頭でもこまめな水分補給とエアコンの有効利用のほうで案内しております。

独り暮らしの方の見守りというところになりますと、松岡議員が今まで質問していただいた中にもありますが、独り暮らしのときには福岡県と連携している高齢者見守りのほうを活用したり、何か問題があれば住民の方から言っていただければ包括の職員がお伺いしたりという形もっております。

また、「最近見かけないんだが」とかいう質問、情報通告がありましたら、職員のほうが関係者・親族等へ連絡して訪問するようなことをっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それではエアコンのない生活保護世帯や、高齢者世帯に対する購入支援についてどのようになっているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

生活保護世帯に対するエアコンの購入費用に関しましては、保護開始時に持ち合わせがない場合や災害により喪失し、災害救助法など他の制度からの措置がない場合、犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合に限り、6万7,000円の範囲内において、エアコンの購入費用というものが支給されております。

これには当てはまらない、既に生活保護を受給している人について、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものと国から示されております。ケースワーカーに相談した上で家計管理の助言・指導を受け、購入資金を捻出していただくことになります。

ただし、保護費のやりくりによってもエアコンの購入が困難な場合においては、通常は生活保護受給世帯は利用できない社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度が利用できるようになっておりますので、この制度を御活用いただきたいと思っております。

高齢者世帯においても同様に、早急にエアコンの購入費用を準備できない方は、ただいま申し上げました生活福祉資金貸付制度を御活用いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういった貸付制度も利用することが必要ですが、ただ高齢者とか生活保護世帯となればなかなかお金の面で大変な負担を強いられるんですけど、例えば兵庫県の香美町というところでは75歳以上の高齢者世帯を対象にエアコンの購入設置費用として助成上限10万円とか、群馬県大泉市では70歳以上のみの世帯で冷房機の購入・設置に商品券で半額補助、東京小金井市では65歳以上のみ世代の冷房機器購入に上限50万円の補助をということをやっている自治体もあります。

なかなか財政的な問題もありますけど、エアコンがなくて熱中症になり、そして入院して医療費がかかって亡くなったりするという点から見れば、助成によってエアコン設置してもらうということは必要ではないかなと思いますし、それにちょっと調べたところ、今回6月ですかね、福岡県の芦屋町で適切なエアコン使用を促すために、全ての世帯で一律1万円の電気料金等支援給

付金を支給ということをやりましたが、これは結構全国的にも評価されていて、特に今年の夏は電気代が相当かかっていたので、それによってエアコンを使うことができたという声も出ています。

それ自体がもう、電気代が国の補助も終わってしまっているというところもあると思いますけど、さらなる熱中症対策の支援もできれば検討していただきたいと思います。

それでは次に、2点目の補聴器助成制度について伺います。

高齢者の難聴と補聴器購入への支援を強化する問題について伺います。

高齢者が難聴によって、会話が成り立たない、耳が聞こえにくくなったので外出を控えているなどの生活に支障を来す実態が広がっているとの声が聞かれます。高齢者の2人に1人は難聴であると推計されます。難聴は生活の質の低下につながり、認知症のリスクを高めることも明らかになっています。

福岡県介護保険広域連合議会でも障害者総合支援法の補装具費支給制度の対象でない軽度の聴覚障害のある高齢者においても、補聴器を使用することによって認知症・介護予防の効果も期待できると言われているということで、広域連合内では、小竹町、吉富町、大刀洗町、筑前町がインセンティブ事業導入により補助の実施を行っていますし、広域連合に加入している田川市は2007年から市独自の施策で実施しています。

豊前市やみやこ町も独自で行っているということで、福岡県内でも7市町村が補聴器補助を現在行っています。日本耳鼻咽喉科学会などからは、加齢による聴力低下があっても早期に補聴器を使用することで、聞こえを取り戻すことが可能になると補聴器の使用が推奨されています。

6月議会で補聴器の購入に対して町が助成されることが表明されましたが、次の点を伺います。

まず第1点目に、制度の開始はいつから行うのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

令和7年4月の制度開始に向けて準備を行っているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは対象年齢についてはどう考えているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

現時点で庁舎内における了承を得ておりませんので、この質問以降は福祉課が現在考えている素案というところで回答させていただきたいと思います。

対象年齢は認知症対策として考えておりますので、65歳以上と考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

制度の開始年度を見ると、1973年に東京都の新宿区が全国で初めて補聴器の助成を行い、70年代は3自治体でした。その後、2021年までは73自治体でしたが、22年に70自治体、23年に100自治体、24年度の現在は45自治体で近年大きく広がっています。全国で288自治体が補聴器助成を行っています。

対象年齢のことですが、対象年齢については全年齢を対象としている自治体が9自治体、18歳以上が55自治体、あと40歳以上から60歳以上の17自治体が少数です。65歳以上が193自治体で全体の67%となっています。

県内で見ると田川市が全年齢を対象としており、全国から注視されています。こういったことも参考にして、先ほど65歳と言われましたが、ぜひ拡充をしていただきたいと思います。

それでは3点目の助成金額はどのくらいを考えているのかについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

障害者に対して支給している補装具に補聴器が、先ほど議員からも御説明ありましたが、あります。障害者に対する助成制度との乖離が大きくなるように、金額設定したいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

これも参考までに調べてみたのですが、助成額はそれぞれの自治体によって違っています。288自治体のうち主などところを見ると、2万円が63自治体、2万5,000円が34自治体、3万円が71自治体、4万円が21自治体、5万円が54自治体、7万円が2自治体、10万円が4自治体、13万7,000円が1自治体となっています。

この13万7,000円の自治体は東京都の港区で、住民税非課税の方が13万7,000円、課税の方は6万8,500円となっておって、またこれにいろいろ調整システムがあるということです。

またそれぞれの自治体で、住民税課税者と非課税者などの所得要件などがあるようです。港区は制度を始めた22年度の利用は523人と、当初の見込みの220人を大きく上回りました。13万7,000円の助成を決めた理由としては、担当課は「難聴の初期には13万7,000円以内の補聴器で十分適応する人も多いので、自己負担なく買えることが申請の多さにつながったと思う。」と話しています。住民からは「制度があったから購入ができた。」「聞こえるようになり、集まりにも行けるようになった。」との声が出されています。

福岡県内では田川市と小竹町が4万3,900円で、所得要件もありますが、こういった制度を助成しています。こういったことも十分に参考にしながら検討をお願いしたいと思います。

それでは4点目。補聴器は一人一人の調整とリハビリが必要であり、そのために認定補聴器技能者と医師が連携して補聴器を調整するシステムが必要と思うが、それについてはどう考えるか、このことを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

補聴器は個人の難聴の度合いに合ったものを使用していただくことが大変重要であると考えます。医師の意見書に基づき、認定補聴器技能者が調整したものを支給すべきであると我々も考えております。

障害者に支給している補聴器においても同様の考えであり、医師の意見書に基づき、補聴器専門店の認定補聴器技能者が商品の提案を行っておりますので、同様に運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

人生を豊かに過ごすためには、聞こえるという問題は避けて通ることはできません。補聴器のさらなる普及は高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につながります。補聴器購入のさらなる充実をお願いいたしましてこの質問を終わります。

続いて自衛隊への名簿提供についての問題について伺います。

令和元年の9月議会で、芦屋町は自衛隊募集の対象となる青年の個人情報を紙媒体で提供することは、法定受託事務であることを理由に情報提供していることを明らかにしました。

しかし、日本共産党の防衛省への聞き取りでは、情報提供は自治体が拒否できる自治事務であり、自治体の判断でやめることができる事務である。

今年の3月には奈良市の18歳高校生が自分の個人情報を事前の了承もなく、市が自衛隊に提供したのは違法・違憲だとして、市と国を相手取り国家賠償訴訟を求める訴訟を起こしています。

福岡県では、太宰府市は紙媒体で提供していた個人情報を自衛隊が閲覧する形に戻しています。理由として、訴訟が全国的に広がっているということ、近隣市の状況を見て判断している。

そこで伺います。町での自衛隊への情報提供はどうなっているのかについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町からの情報提供についてお答えします。

まず、自衛隊福岡地方協力本部長から自衛官等募集に関する案内の送付等に利用するため、住民基本台帳の一部の写しの提供についての依頼文書が提出されます。町はこの依頼文書を受け付けた後、情報を紙媒体で提供しています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

令和元年の答弁でも法定受託事務、紙媒体で提供しているとの答弁でしたが、そもそも自衛隊の名簿提供のために集められていない市民の個人情報を、本人の了承もなく別組織に渡すことは個人のプライバシー権、憲法第13条の侵害であり、地方自治体はやってはいけないことであります。だからこそ太宰府市をはじめ、多くの自治体は閲覧する形にとどめています。

名簿提供は国からの義務的な事務である法定受託事務を行っているとしていましたが、日本共産党が防衛省に聞き取りしたところ、先ほど言ったように法定受託事務ではないという確認をしています。

それに自衛隊法施行条例第120条及び自衛隊法第97条第1項では、必要な情報または資料を求めることができるとなっており、本人の同意が必要な個人情報は示されてはいません。個人情報保護法の本人同意なしの提供ができるのは、相当の理由が必要ということになっています。だからこそ、太宰府市をはじめ多くの自治体が閲覧にとどめているのです。

そして、先ほど言いましたように、奈良市では国と市を相手取って18歳の青年が原告で個人

情報の保護を求めて国家賠償請求を行っています。また福岡、兵庫でも訴訟が行われて、今後も広がっていくようです。

第2に住民基本台帳法第11条第1項が定めている個人情報4情報を提供できる例外は法令で定める事務のために必要な場合に限られ、その法令は自衛隊法第97条第1項の自衛官及び自衛官候補生の募集となっています。これは先ほど課長が答弁した中にもありました。

自衛官とは自衛隊員の中でも階級を持ち、国際法上の正規軍兵士あるいは戦闘員とされるもので、そうでない自衛隊員とは相対的に区別されています。

また自衛官候補生とは自衛隊員として採用された後に任命され、自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念し、3か月後に2等陸・海・空士に任官する者のことです。

ですから、そもそも自衛隊が自衛官以外の自衛隊員の募集にも提供名簿を使っていれば違法ということになります。提供した自治体も違法な法定外使用に加担したということになります。こういったことをぜひ認識していただきたいと思いますが、課長はこういったことを聞いてどう考えるかを伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

一言で言いますと、法令に基づいた情報提供をしておるという認識でありますので、今、行っていることは適正な情報提供であると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そもそも自衛隊とは何かということで、私たちが知る自衛隊は地震とか災害とか台風とか、そういったときに出てきて本当にこう一生懸命にやってくれて、地域の人たちがお風呂に入れて「どうもありがとう」とかって言って、皆さんから感謝されているという場面を見ているわけですし、そういった場面を見て、自分も人助けになる自衛官になりたいということで自衛隊に応募される方も多いと思うんですけど、自衛隊法の第3条自衛隊の任務という点では、自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとなっております。

特に私は、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとするというこの表現については、国民に対しての弾圧ぐらいでもあるということを自らがちゃんと証明しているんじゃないかと思えますし、第52条隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規

律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもって専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとするという、これ言葉としてはきれいですが、昔で言えばお国のために血を流せという、命は鴻毛より軽し、そういった戦前と同じように捉えているんだなということを強く感じます。

こういったところに自治体が関わって名簿を提供し、ダイレクトメールが行くということをしてはならないと私は思います。

第2問のほうに入りますね。

個人情報の提供をしたくない町民の除外申請はどうなっているのかというところですけど、これについてどう思うのか伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

個人情報の提供をしたくない方の除外申請につきましては、他自治体においては申請がなされた場合に対応しているところもあるようですが、現在芦屋町では対応しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

日本国憲法第13条ではプライバシー権、自分の情報をコントロールする権利では、積極的に情報公開や削除などを求める権利を持っているとなっています。また第14条ではプライバシーの権利や肖像権は憲法上保護されているということが規定しています。

そして、憲法第92条地方自治の本旨、これは自治体に関わる問題です。地方自治は住民自治と団体自治でなっており、住民自治は住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること、団体自治は地域のことは地方公共団体が自主性・自立性をもって国の干渉を受けることなく、自らの判断と責任の下に実情に沿った行政を行っていくということになっています。

日本国憲法の平和理念と国民主権の原則に照らして、芦屋町が自衛隊に自身の情報を提供しないでほしいという町民の権利を保障するために、私は除外申請手続というのをちゃんと行うべきだと思います。これについてもどう考えるかと聞いてもなかなか難しいと思いますけど、どう考えるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

除外申請につきましては先ほども申し上げましたとおり、実際に対応している自治体もございますので、他自治体がどのようにして除外申請を導入するに当たったか等も調べた上で、今後、対応については考えたいかなと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、考えてください。ただ私はね、1つ憤慨していることは今年の6月に地方自治法の改定がありました。この改定の中で国の指示権の行使が強められています。

これは、1つは震災とか災害とか起こったときとか、感染症が起こったときについては、地方自治体に対して国がいろんなことを命令して指示をすることができるとなっております。ただ問題なのは、これにその他緊急の事態のときという附帯がついています。これはそういったこと以外にも、例えば交戦が起こったときとか、攻撃されたときとか、そういったときも地方自治体を云々考えるのではなくて、国が地方自治体に対して指示権発令するということが今度の改定でなっています。

これは全国の知事会とか、全国町村会とか、市長会とか、そういったところが地方分権を踏みにじるものだから、戦前の日本のようにするというので、国に対して撤回するというのを求めております。そういった点ではいろんなことを国のことをどんどんどんどんしていったら、やっぱりどんどん戦争する国のほうに向いていくんじゃないかなと思います。

それで、3点目の自衛隊への名簿提供のために集められていない町民の個人情報をも本人の了承もなく別組織に渡すことは、個人のプライバシー権、日本国憲法第13条の侵害であり、地方自治体がやってはいけないんだということを考えるが、その点についてはどう考えるかお伺いします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要あると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

また、令和3年2月になされた防衛省及び総務省からの通知では、自衛官等の募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題

を生ずるものではないとの見解が示され、募集対象者情報の紙媒体での提供について、同法上問題がないことが明確化されました。

なお、住民基本台帳の一部の写しに係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律第69条第1項において、法令に基づく場合は提供することができる旨が規定されています。

したがって、自衛官等募集に関する案内の送付等に利用するために、自衛隊福岡地方協力本部長から依頼される住民基本台帳の一部の写しについて、町が情報提供することは、法令に基づき提供するものであるため、適正な情報提供であると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほども言いましたけど、情報が自衛官及び自衛官候補生に使われるということであれば、その法律にのっとって可能ですが、さっきも言ったように、自衛隊員を募集するところが自衛隊員は自衛官でもないし自衛官候補生でもないという、そういったものに募集すること自体が法律違反なんだということを強く申しておきます。

それでは御手元に配付している資料があると思いますけど、陸上自衛隊高等工科学校ということですけど、今は自衛隊の勧誘を芦屋町とか18歳とかですね、大学卒業すると22歳なんですけど、関東のほうではですね、18歳からだけではなく中学校卒業対象の15歳からの名簿の提供を求めています。これは陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に使用するためです。

陸上自衛隊高等工科学校は少年期から軍事教育を施し、卒業後は早々に曹、階級ですね、曹に任官して自衛隊の業務を正式な職業とするものになります。

教育内容は一般教育、専門教育、防衛基礎学の授業が行われます。防衛基礎学では戦闘及び戦技訓練で、射撃訓練と戦闘訓練が行われます。ここに写真で載っていますが、銃剣を抱えて観閲式のときに行進しているんですけど、これは中学校を卒業した15歳、16歳の少年なんです。いろいろ戦闘訓練とか、航空機体験とかいろんなことやっていますが、これも15歳、16歳でこういったことをここではやっています。

1950年に陸海空自衛隊で創設されましたが、2000年に国連総会で採択されたジュネーブ条約第2議定書で、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書は、日本政府が承認し、18歳未満の者を戦闘員から除外することを国際的に約束したことから、現在は高等工科学校1つになっています。

ほかにも国際刑事裁判所の規定の第8条の第2項では、戦争犯罪の1つとして、15歳未満の

児童を自国の軍隊に強制的に徴収し、もしくは志願に基づいて編入すること、又は敵対行為に積極的に参加させることを禁止するというのが規定されています。この15歳は当初は18歳だったんですけど、全世界でやっぱりいろんな地域紛争なんかもあって、15歳、16歳の少年が銃を持って戦闘するという国なんかも多くあったので、そういった点で賛同を得るために15歳未満ということになったことですが、とにかく少年にそういった戦闘をさせていくということ自体あってはならないということだと思います。

先ほど課長は「法令によって自衛隊から言われているので。」ということですけど、自治体は国の指示に基づいて自衛隊に名簿を提供しただけであり、その先のことは知りませんということでは済みません。住民の個人情報管理する責任が自治体にはあります。住民に対する責任として、提供名簿が自衛隊で適法に処理されているのかきちんとチェックし、もし違法な不適切なことがあれば覚書を解除し、提供をやめなければなりません。

また、先ほども言ったように、ほかの自治体でも行われている情報の除外申請ということは最低限でも必ず行うことを求めるものです。

私が再度なぜこういった質問をするかということ、戦前、役所なんかは軍に協力して戦争に加担していったわけですけど、今また戦前の市町村の轍を踏むのではないかなという気がします。戦前の市町村は徴兵事務を行っていて、軍と一体の兵事係を作って、地方自治体は動員機関となって侵略戦争に進んでいくということを行いました。

その経験から、日本国憲法を作ったときには中央権力からの権力の分離、そして地方自治の本旨が貫かれていますし、また教員は教え子を再び戦場に送らない、また公務員は赤紙の配達には私たちは行わない。そういった気持ちから平和を守ってきたわけです。地方自治体として地方自治の本旨を貫くということが、やっぱり1番必要なことだと思います。

先程、同僚の議員からも言われたんですけど、自衛隊員が少なくなるとしたら大変やないかということですけど、確かに今、自衛隊員が少なくなっています。この背景としては、1つは戦争するには物的基盤と法的基盤と人的基盤が必要であると思います。

物的基盤というと、具体的に言えば、辺野古の新基地建設や基地強靱化、それからいずもの空母化、F-35、イージス・アショア、スタンドオフミサイルこういったものを日本が今、整備をしてきています。

そして法的基盤でいえば、集団的自衛権の行使や安保三文書、特定秘密保護法、共謀罪、そして今論議されている憲法第9条の改正、こういったものが着々と行われています。ただ、それを実施する自衛官がどんどん減っているという問題を自衛隊が抱えています。

定年退職が5,900人、それから自衛隊新卒という定年ではなくて、ある程度の期間を過ぎて退職する人が2,900人、これが1年間に8,800人います。それとはまた別に中途退職

者が6, 174人ということで、これは最近のイラク、インド洋への海外派兵の拡大とか、安保法制ができた中で戦争する可能性があるのではないかということで、退役しているという人が多いです。

そしてまた、自衛隊の中でハラスメントやいじめや暴行、セクハラ、こういったものが横行しているということから自衛隊員が減っているという問題があります。

やはり私は日本国憲法第9条を持つ国であれば、軍事で対抗するのではなくて、外交で戦争とか紛争を未然に防ぐということをやるとすべきだと思いますし、地方自治体も地方自治法の本旨を貫いていくということが必要だと思って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

次に1番、中西議員の一般質問を許します。中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

1番、中西です。通告書に従いまして質問いたします。

件名1、遠賀川下流域の漂着ごみについて。

芦屋町の中心を流れる1級河川である遠賀川は古くから歴史・文化のある川であり、かつては芦屋町の発展・経済を支えてきた貴重な存在です。その遠賀川流域人口67万人、延べ長61キロメートル、源流とされる嘉麻市馬見山を発し、途中、穂波川や彦山川を合わせ直方平野に入り、さらに犬鳴川や笹尾川を合わせ響灘に注がれている。

その流域は田川市、飯塚市、直方市といった主要都市を含む7市15町村の地域を渡り、その多くの自治体から流れ出ている。自然ごみや生活ごみは川を通じ河口である芦屋町へと注がれている。特に台風や大雨時には、流木などを含む多くのごみが海へと流出している。また流れ切れないごみが護岸や川べりに打ち上げられ、無残な光景を何度も目にしています。

芦屋町は海に面した河口域であるため、潮の干満や海風によっても漂流ごみが護岸に堆積する原因となっている。さらに、それら堆積するごみの中には、魚類などの死骸による強い悪臭や害虫に護岸沿いの住民は大変悩まされています。

以上のことから、以下の点についてお伺いします。

要旨1、遠賀川下流域の漂着ごみの現状についてどのように把握されているのか、お伺いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

山鹿部側の護岸である水辺の里やまがと芦屋部側では浜崎区前の護岸にごみが漂着し、浜崎区

前護岸のテトラポットにおいてはごみの中に入り込んでいる状況です。また支流の江川・西川などについては河口堰よりも下流で遠賀川に合流しており、上流側から流れてくるごみそのまま遠賀川下流域に漂着している状況です。このため、江川河畔公園前のテトラポット・汐入川河口の船着場についてもごみの漂着が見られる状況です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

現状では漂着ごみの堆積しやすい箇所は、特に山鹿の水辺の里、浜崎区前の護岸の堆積が見られます。そして支流である西川、江川からもそのまま流れ込んでいるということですが、それらの漂着ごみの回収、撤去状況についてどのように行われているのか、お伺いします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず冒頭に申し上げておきますが、これから私が申し上げる国という言葉は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所を指しますので御了承ください。

浜崎区前の護岸については国の管理区域となるため、国によりごみの回収が行われています。ごみ回収のタイミングは、大潮や大雨などの後の巡回結果や地域からの連絡により、ごみ回収日程を調整しています。回収前には地元区長に連絡が入り、区長を通じて地元自治区の皆様へお知らせしています。

水辺の里やまがについては芦屋町の管理区域となっているため、芦屋町環境住宅課が委託している老人クラブ連合会が毎月2回ごみの回収を行っています。また水辺の里やまが周辺では不定期ではありますが、地域のボランティア清掃活動者などもごみ拾いを実施してくれております。

なお、令和5年度には大雨の後、水辺の里やまが前の岩礁に大量に流木やごみが打ち上がり、町では対処できない事案が発生しました。その折には国に依頼して臨時的に撤去していただきました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

今、答弁にもありました回収状況としては、水辺の里やまがにおいては毎月2回の清掃委託と地域のボランティア清掃活動者による定期的な清掃がなされていると。また浜崎区については大

潮、大雨後の巡回結果や地域の連絡により、管理者である国の回収を求めているとなっています。

次に、要旨2、護岸の堆積するごみ対策について。

浜崎区のごみの堆積状況についてお伺いします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

雨量が多くなり、遠賀川の水量も増加する梅雨時期頃から秋頃まで多くのごみが浜崎区前の護岸に漂着・堆積する状態であると認識しております。またそれ以外の時期でも、大潮・強風時などの気象条件等により、同様に堆積していると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

では、国の回収状況と対策の内容についてもお伺いします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

平成28年11月8日付で行った地域要望に基づく町から国への要望書の回答により、河川区域内に堆積したごみの回収については継続して状況確認を行い、計画的に回収作業を行っていくことが再確認されています。また地域においてもごみの堆積が確認された場合は国へ連絡するように調整しており、先ほども申し上げましたとおり、地域で気づいた際には地元区長から国へ連絡して対応してもらっています。

直近におきましては令和5年度に地域の要望を受け、再度町から国へごみの漂着への対策の要望書を提出し、その回答に当たっては河川事務所長がじきじきに来庁され、町長へ抜本的な対策を行っていく旨の報告があっています。

また担当課としても、関係者と共に国を訪ね、現状の説明や国としての現在の対応について確認を行っています。

これらの活動を受けて、現在国において浜崎区の護岸改修の計画を検討しております。町としても国の具体的な設計前ではありますが、今年の7月にごみ堆積対策案に係る地元説明会を実施し、護岸改修工事案の説明を行いました。その説明会において地元同意が得られましたので、これから国による実施設計の予算確保が行われ、設計後には改修工事の予算が確保され、工事が実施される見込みです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

護岸付近の住民の話ですが、堆積するごみの中に今、配付させていただいています資料の中に大量のフナムシが生息していると。特に雨が降る日にはごみの中にいるフナムシが出てきて、波返しのパラペットにおびたごみで数匹のフナムシが付着していると見られます。時にはそのフナムシが家の中にまで入ってきて大変困っていると話されていました。そんな環境の中で何年間も漂着するごみや害虫に悩まされながら生活をしている状態です。ごみがたまったら回収するといった一時的な対処ではなく、そもそもごみが堆積しない状態が改善されなければ抜本的解決には至らないと考えます。

対策とする改修工事の実効性の検証についてどのような策をお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まずは現在国が示している護岸改修工事案を進めていただく方針です。ただ、設計を進めていく中で現在の工事案でも改善できる部分は改善していただきます。また工事実施後は十分な実効性を得られたか検証いたします。

そしてもし、今回実施した工事で高い効果が得られなかった場合には次なる方策を検討していただきますし、国の担当課長もそのように明言してくれました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

答弁の中に、実施する工事の高い効果が得られない場合は次なる方策を検討するとの答弁がありました。ごみが堆積しないためのしっかりとした対策をお願いいたします。

では次に、工事のスケジュールについてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

あくまでも現在の予定見込みですが、最短で令和6年度中に実施設計を行い、令和7年度に工事施工の予定と国の担当課長から聞いております。

なお、詳細につきましてはこれから設計が進んだり、補正予算を計上したりする中で、その都度、国から情報提供されるものと認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

それでは要旨3に移ります。

今後の流出するごみ対策について。

通常時は河川事務所によるごみの回収が行われていますが、台風や大雨が発生すると河口堰が開放され、また支流である江川・西川においては回収されることなく、大量のごみが河口を通じて海へと流出されます。それら海へ流れるごみについては、町はどうお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

御承知のこととは思いますが、通常時は河口堰において可能な限りごみを回収していただいております。ただし、台風や大雨による増水時は堰を開放するため、その際に大量のごみが海に流出しているのが現状です。

このため流出ごみをゼロにすることは不可能ですが、現状より少しでも流出ごみを削減させるため、今まで以上に河口堰より上流での事前のごみ回収に取り組んでいただけるよう、国や関係機関へ継続的に働きかけてまいります。

また、遠賀川流域には遠賀川水系環境保全・再生推進協議会という組織があり、国・県そして芦屋町を含む遠賀川流域の21の市町村等で構成されております。この協議会は、遠賀川の水質の保全及び改善、河川に流入・投棄されるごみの問題解決について、関係機関が情報を共有し、水質の保全及び改善並びにごみ対策の取組を推進することにより、遠賀川水系の水環境の保全・再生を図ることを目的としています。

そして、地域ごとに地区推進部会を設けており、それぞれの推進部会で河川一斉清掃などのごみ回収活動に取り組んでおります。このように、海へ流出するごみについては芦屋町だけの課題ではなく、遠賀川流域全体の課題として取り組んでいるところです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

流出するごみは海だけでなく港や湾、今後行われる令和8年に開業を迎えるボートパークなどにも流れ込むと考えられます。そのような状況においてはどのような策をお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

海へ流出したごみは沖へ流れ出るだけでなく、潮の流れ次第で港湾内に漂着することもあります。このような場合にはこれまでと同様、速やかにごみを回収していただけるよう、国・県へ要望いたします。

繰り返しになりますが、流出ごみをゼロにすることは不可能ですが、現状より少しでも流出ごみを削減させるため、今まで以上に河口堰より上流での事前のごみ回収に取り組んでいただけるよう、国や関係機関へ継続的に働きかけてまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

中西議員。

○議員 1番 中西 智昭君

港湾等に流れ込む漂着ごみについても、国・県と共にしっかりと連携を図り、迅速に対応いただけるよう、よろしく願いいたします。

最後になりますが、このような川ごみは遠賀川流域だけでなく、全国の川でも同じように起きています。生態系、自然環境、観光、漁業など様々な影響をもたらしています。川ごみ・海ごみ問題はSDGs 14番目の項目にも示されており、世界中で取り組まれている課題であります。流出するごみ問題を重く考え、住民生活を守るという観点からも、関係機関を通じ上流区へ働きかけていただき、今後も住みよいクリーンな環境を保たれることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 内海 猛年君

以上で、中西議員の一般質問は終わりました。

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時27分散会
